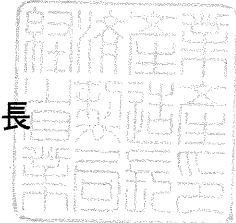


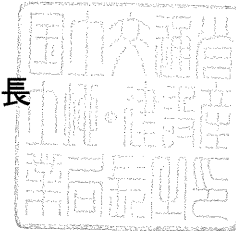
20170323 製局第 5 号  
国土建推第 37 号  
平成 29 年 3 月 29 日

(一社) 日本建設業連合会会長 殿

経済産業省製造産業局長



国土交通省土地・建設産業局長



電線の取引条件の改善に向けた取組について（要請）

政府は、50年ぶりに下請代金の支払についての通達を見直すとともに、13年ぶりに下請法の運用基準を抜本改正して違反行為を明確にするなど、取引条件の改善を進めているところです。今般、電線に係る取引について、実態調査を行ったところ、下記のような取引行為があることが判明しました。取引上優越した地位にある電設工事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対し不利益を与えることは、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に当たるおそれがあります。

つきましては、政府の取組にあわせ、貴会におかれましても、電線の取引条件の改善に向け、下記の事項について、会員への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 電線メーカーの代理店又は専門卸売業者は、電設工事業者との間で納期が数か月先の案件の契約を締結する際、電設工事業者及び電線メーカーとの間で銅の件名先物契約を行い、その価格を基礎に諸経費や利潤を追加した価格を算定、契約金額を確定している。

ところが、電線の実際の納入時に銅のスポット価格が契約単価を下回ると、電設工事業者から値引きを要求され、断ると引取り拒否をされる場合がある。また、逆にスポット価格が契約単価を上回ると、契約金額を据え置いたまま、

契約数量以上の数量を納入するよう求められる場合がある。

このような場合は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」の「受領拒否」又は「減額」に該当するおそれがあり、電設工事業者は、契約内容（製品単価、納入量、契約金額等）を厳守する必要がある。

取引当事者はこの点に留意し、取引の適正化を図ることが望まれる。具体的には、契約時点でリスクや変動要因について可能な限り想定しつつ契約するとともに、当該契約内容にある条件を厳守することが重要である。

2. 電線メーカーの代理店又は専門卸売業者は、電設工事業者に対し電線を配送する際、合意に無い条件での配送を無償で求められる場合がある。

例えば、(ア) 通常は平日の定期便による配送のところ、日祭日、夜間・早朝、時間指定などのチャーター便を必要とする配送への変更要求、(イ) 通常は軒先渡しのところ特殊箇所への納入への変更要求を受けるが、それらにより追加的に発生する運送費等を請求しても負担してもらえず、一方的に負担させられる場合がある。

これらの行為は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」の「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等」に該当するおそれがある。

取引当事者はこの点に留意し、取引の適正化を図ることが望まれる。具体的には、契約時点で配送条件等を明確に確認しつつ契約し、当該契約条件を厳守することが重要である。

3. 電線メーカーの代理店、専門卸売業者等が電設工事業者に対し、公共工事向けをはじめ電線を納品する際、新品の電線であり、性能・特性に問題が無い製品であるにもかかわらず、製造年が納入・検収年と同一でないことを理由に、返品又は再納入を要求される場合がある。

ここで、公共建築工事において広く使用されている「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」において、電線は、「新品」（製品に保証される品質が製造所から出荷された状態のもの）である必要はあるが、製造年が納入・検収年と同一であることまで求められているものではない。（※）

電線は、納入の集中化や適時納入対応等のため、保管環境を管理した上で在庫運用を通常とする品種が多く、製造年と納入年が数年程度異なっているも、品質・性能を毀損することはほとんどないと考えられている。

このため、電線については、通常は、未使用品であれば新品（「製品に保証される品質が製造所から出荷された状態であるもの」。再掲）と同等と考えられ、電線の購入に際しては、未使用品を新品として扱うことが適当である。なお、仮に品質確認が必要な場合は、電線メーカーにおいて製造ロット単位等で品質確認を行うことができるため、個別に電線メーカーへ問い合わせをすることが望まれる。

※「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成 28 年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）では、「第 1 編 1.4.2 機材の品質等」に、「(a) 工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくても良い。」と定められ、その解説にあたる「電気設備工事監理指針 平成 28 年版」（一般社団法人公共建築協会発行。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）では、「第 1 編 1.4.2 機材の品質等」に、「(2)「標仕」1.4.2(a)では、設計図書に定める品質性能を有する新品としているが、これは、通常、機材に保証される品質が製造所から出荷された状態のものであり、この品質性能を前提に設計されているからである。」としている。電線に求められる品質等についても同様であると解釈され、製造年のみに依るものではない。